

五戸町移住計画支援事業U I J ターン就職希望者登録制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、五戸町移住計画支援事業（以下「本事業」という。）として、U I J ターン就職の促進及び各産業分野における人材不足の解消を図るため、U I J ターン就職に対する財政支援を行うに当たり、本事業の対象となるU I J ターン就職希望者の登録制度について、必要な事項を定めるものとする。

(登録対象者)

第2条 本事業の対象となるU I J ターン就職希望者として登録を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 八戸圏域（八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村及びおいらせ町をいう。以下同じ。）内での就労（就職、就農又は自営業に従事）を希望していること。
- (2) 五戸町への移住を希望していること。
- (3) 登録申請時に青森県、岩手県及び秋田県を除く地域に居住していること。
- (4) 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校等の学生でないこと。
- (5) 単身赴任者（就労のため、五戸町に居住している配偶者又は扶養家族である子と別居している者をいう。）でないこと。
- (6) 現に出稼労働者手帳の交付を受けていないこと。
- (7) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者ではないこと。
- (8) 本事業に基づく奨励金の交付を受けたことがないこと。

(登録申請等)

第3条 U I J ターン就職希望者として登録を受けようとする者は、五戸町U I J ターン就職希望者登録申請書（様式第1号）に本人確認書類を添えて町長に提出しなければならない。

(登録)

第4条 町長は、前条の規定による登録申請があったときは、その内容を審査し、U I J ターン就職希望者として適当と認めるときは、その者を登録するものとする。

2 前項の登録の有効期間は、1年間とする。

3 町長は、第1項の登録を行ったときは、当該申請者に対し、五戸町U I Jターン就職希望者登録決定通知書（様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

（変更等の届出）

第5条 前条第1項の規定によりU I Jターン就職希望者として登録を受けた者（以下「U I Jターン就職希望登録者」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類により、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

（1）登録を受けた内容を変更しようとする場合 五戸町U I Jターン就職希望者登録変更届（様式第3号）

（2）登録を辞退しようとする場合 五戸町U I Jターン就職希望者登録辞退届（様式第4号）

（登録の取消し）

第6条 町長は、U I Jターン就職希望登録者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、U I Jターン就職希望者としての登録を取り消し、五戸町U I Jターン就職希望者登録取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（1）登録を辞退した場合

（2）虚偽の申請又は誓約を行った場合

（3）前2号に掲げる場合のほか、この要綱の規定に違反した場合

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、U I Jターン就職希望者の登録について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（令和6年五戸町告示第40号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。